平成２２年（フ）第１０８号
三重県四日市市三ツ谷町16番25号、前住所三重県四日市市川原町34番５号
債務者　沢田はるか
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２０年（フ）第６２３号
滋賀県甲賀市水口町新城620番地４　ＴＯＫＩＯ館Ⅱ１－Ｄ、住民票上の住所滋賀県甲賀市水口町新城620番地４
債務者　鉄筋工事木本こと　木本　　敏
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５６５号
大津市坂本３丁目４－58木津アパートＢ－２号室、住民票上の住所滋賀県犬上郡豊郷町大字安食南350番地２
債務者　翔龍興業こと　田中　康雄
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５７４号
滋賀県甲賀市水口町山3449番地７
債務者　山戸美和子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９０号
兵庫県伊丹市南野北１丁目１番２－18号
債務者　生鮮館タバタこと　中村　俊郎
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１４３号
兵庫県伊丹市西台３丁目３番14－102号、前住所兵庫県三田市乙原2013番地６
債務者　河井　典浩
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１５１号
兵庫県宝塚市中山桜台６丁目15番１－513号
債務者　小関　哲史
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１３９号
兵庫県尼崎市東園田町４丁目126番地の１－22号、前住所兵庫県尼崎市東園田町４丁目147番地の50
債務者　小室　正志
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１４４号
兵庫県西宮市上大市４丁目22番３－504号
債務者　松山美也子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２４４号
兵庫県尼崎市昭和南通７丁目178番地ピュアコート102号
債務者　井上電気こと　井上渡紀夫
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２７３号
兵庫県西宮市神明町９番32－502号
債務者　寺田　淳一
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２８３号
兵庫県尼崎市浜田町３丁目55番地　渡辺マンション204、前住所兵庫県尼崎市大庄西町４丁目３番８－304号
債務者　渡壁美代子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２８４号
兵庫県尼崎市浜田町３丁目55番地渡辺マンション204号
債務者　渡壁　紳二
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３０５号
兵庫県尼崎市椎堂１丁目22番19号、前住所大阪府高槻市弥生が丘町３番15号
債務者　原田　悦子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６７号
鳥取県米子市西福原６丁目５番68号－105号
債務者　永林　千穂
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１４号
愛媛県今治市玉川町龍岡下甲128番地１、旧住所愛媛県今治市土橋町２丁目２番47号
債務者　羽藤　幸子（旧姓神岡）
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第４４号
福岡県飯塚市川津184番地３、住民票上の住所福岡県飯塚市伊岐須416番地20
債務者　岡松　信一
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部